

○高浜市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者の成年後見制度の利用を支援するため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条の規定に基づき、民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求(以下「審判請求」という。)を市長が行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 市長が審判請求を行う者(以下「審判請求対象者」という。)は、市内に住所を有する65歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 認知症のため判断能力が不十分であり、自ら審判請求を行うことが困難な者
- (2) 配偶者及び2親等内の親族がいない者又はあっても審判請求を行う者がいない者
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービス又は同条第25項に規定する施設サービスを利用している者又は利用しようとする者

(審判請求の手續)

第3条 審判請求に係る手續は、法令に定めるもののほか、審判請求対象者の審判を管轄する家庭裁判所(以下「管轄家庭裁判所」という。)の定めるところによるものとする。

(審判請求費用の助成)

第4条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用(以下「審判請求費用」という。)を管轄家庭裁判所へ納付する。

2 市長は、審判請求対象者に対し審判請求費用を求償するものとする。ただし、審判請求対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該費用を求償しないことができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている同法第6条第1項の被保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、審判請求費用を負担することにより保護が必要となるもの
- (3) 審判請求費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

3 市長は、前項各号のいずれにも該当しない審判請求対象者に対し、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)が選任されたときは、家事事件手続法第29条第1項の規定に基づく審判費用の負担の裁判を促す申立てを管轄家庭裁判所に対して行い、必要があると認めるときは、審判請求費用に相当する額を後見人等に対し求償の意思表示を行うものとする。

(審判請求費用の助成対象者への通知)

第5条 市長は、前条第2項ただし書の規定により審判請求費用を求償しないことと決定したときは、高浜市成年後見制度利用支援審判請求費用助成決定通知書(様式第1)により被後見人等に通知するものとする。

(後見人等に係る報酬の助成)

第6条 市長は、審判請求対象者が第4条第2項各号のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬に係る費用を助成することができる。

(後見人等の報酬の助成方法)

第7条 後見人等の報酬の助成を受けようとする者は、高浜市成年後見制度利用支援後見人等報酬助成申請書(様式第2)に家庭裁判所が発行する後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し及び被後見人等の財産目録の写し等を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、その結果を高浜市成年後見制度利用支援後見人等報酬助成決定・却下通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(後見人等の報告義務)

第8条 審判請求費用又は後見人等の報酬について助成を受けている者の後見人等は、被後見人等の資産状況又は生活状況に変化があった場合には、速やかに、市長に報告しなければならない。

(後見人等の報酬の助成の中止等)

第9条 市長は、被後見人等が次の各号のいずれかに該当した場合は、第6条に規定する費用の助成を中止するものとする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 死亡、転出等により高浜市民でなくなったとき(高浜市が介護保険法の規定により、保険者となっている場合その他法令等の規定により援護を行っている場合を除く。)

2 市長は、前項の規定により助成を中止した場合において、被後見人等が第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、後見人等の報酬について助成を再開することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

様式第1(第5条関係)

○高浜市地域生活支援事業実施規則

平成18年12月25日

規則第75号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第1章の2 理解促進研修・啓発事業（第4条の2・第4条の3）
- 第1章の3 自発的活動支援事業（第4条の4・第4条の5）
- 第2章 相談支援事業（第5条—第7条の3）
- 第3章 成年後見制度利用支援事業（第8条—第12条）
- 第3章の2 成年後見制度法人後見支援事業（第12条の2・第12条の3）
- 第4章 意思疎通支援事業
 - 第1節 手話通訳者設置事業（第13条—第17条）
 - 第2節 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業（第18条—第24条の2）
- 第5章 日常生活用具給付事業（第25条—第33条）
- 第5章の2 手話奉仕員養成研修事業（第33条の2・第33条の3）
- 第6章 移動支援事業（第34条—第41条）
- 第7章 地域活動支援センター事業（第42条—第49条）
- 第8章 訪問入浴サービス事業（第50条—第55条）
- 第9章 更生訓練費給付事業（第56条—第61条）
- 第10章 日中一時支援事業（第62条—第69条）
- 第11章 生活サポート事業（第70条—第76条）
- 第12章 自動車改造費助成事業（第77条—第84条）
- 第13章 障害者自動車運転免許取得費助成事業（第85条—第91条）
- 第14章 雑則（第92条—第95条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平26規則13・一部改正）

（事業内容）

第2条 市長は、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域生活支援事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業
- (11) 訪問入浴サービス事業
- (12) 更生訓練費給付事業
- (13) 日中一時支援事業
- (14) 生活サポート事業
- (15) 自動車改造費助成事業
- (16) 障害者自動車運転免許取得費助成事業

2 市長は、前項に掲げる事業の利用に要した費用の一部について支給し、当該事業の全部若しくは一部を団体等に委託し、又は社会福祉法人等の実施する当該事業に補助することができるものとする。

(平26規則13・一部改正)

(事業者の責務)

第3条 前条第2項の規定により委託又は補助を受けて同条第1項に掲げる事業を行う者(以下「事業者」という。)は、この規則の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 事業者は、地域生活支援事業としてサービスを提供するに当たっては、障害者等の特性に応じた適切な配慮をして行うものとする。

3 第5章、第6章、第7章及び第10章の事業を行う事業者は、地域生活支援事業として提供するサービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には、その者に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明するとともに、あらかじめ当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明し、当該サービスの提供開始についてその者の同意を得なければならない。

(平26規則13・一部改正)

(利用者負担額の上限)

第4条 第30条第3項、第39条第3項、第46条第3項、第55条、第66条第3項及び第75条の規定による利用者負担額と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等

に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された同一の月における介護給付費及び訓練等給付費の額を控除して得た額を加えた額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条各号に規定する負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

（平20規則37・平26規則13・一部改正）

第1章の2 理解促進研修・啓発事業

（平26規則13・追加）

（事業の目的）

第4条の2 理解促進研修・啓発事業は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

（平26規則13・追加）

（事業の内容）

第4条の3 理解促進研修・啓発事業の内容は、次のとおりとする。

- （1） 障害特性の解説、手話及び介護等の実践、障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じて障害者等の理解を深めるための教室等を開催する事業
- （2） 地域住民が障害福祉サービス事業所等へ直接訪問することにより、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮、知識及び理解を促す機会を設ける事業
- （3） 有識者による講演会、障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの地域住民が参加できる形態により開催する事業
- （4） 障害別の接し方を解説したパンフレット、ホームページの作成等、地域住民に対する普及及び啓発を目的とした広報活動を行う事業
- （5） その他事業の目的を達成するために有効な形式により実施する事業

（平26規則13・追加）

第1章の3 自発的活動支援事業

（平26規則13・追加）

（事業の目的）

第4条の4 自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために、障害者等及びその家族並びに地域住民が行う地域における自発的な活動を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

（平26規則13・追加）

（事業の内容）

第4条の5 自発的活動支援事業の内容は、障害者等及びその家族又は地域住民が行う次に掲げる活動を支援する事業とする。

- (1) 障害者等及びその家族が行う交流会活動
 - (2) 障害者等を含めた地域における災害対策活動
 - (3) 障害者等の孤立を防止するための地域における見守り活動
 - (4) 障害者等が仲間と話し合い、障害者等の権利若しくは自立のために社会に働きかける活動又は障害者等に対する社会復帰活動
 - (5) 障害者等に対するボランティアの養成及びボランティア活動
 - (6) その他事業の目的を達成するために有効な形式による活動
- (平 2 6 規則 1 3 ・ 追加)

第 2 章 相談支援事業

(事業の目的)

第 5 条 相談支援事業は、障害者等の福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援その他必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の必要な援助を行うことにより、障害者等の権利擁護を目的とする。

(事業の内容)

第 6 条 相談支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉サービスについての情報提供及び相談その他障害福祉サービスの利用援助に関すること。
- (2) 各種支援施策及び社会資源を活用するための助言、指導等に関すること。
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- (4) ピアカウンセリングに関すること。
- (5) 障害者等の権利擁護のための必要な援助に関すること。
- (6) 専門機関の紹介に関すること。
- (7) 高浜市地域ケア会議設置規則（平成 1 8 年高浜市規則第 5 4 号）に規定する障害者地域自立支援協議会及び障害者就労支援会議に関すること。

(平 2 6 規則 1 3 ・ 一部改正)

(相談窓口の設置)

第 7 条 福祉事務所長は、前条の相談支援事業を行うため、高浜市いきいき広場に相談窓口を置く。

2 相談窓口の開所時間は、月曜日から金曜日まで（市の休日に該当する場合を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(平 2 6 規則 1 3 ・ 一部改正)

(業務の委託)

第 7 条の 2 市長は、前条の相談窓口の業務を社会福祉法人高浜市社会福祉協議会に委託するものとする。

(平26規則13・追加)

(費用)

第7条の3 相談支援事業の利用に係る費用の負担は、無料とする。

(平26規則13・追加)

第3章 成年後見制度利用支援事業

(平26規則13・改称)

(事業の目的)

第8条 成年後見制度利用支援事業は、知的障害者又は精神障害者に関し、成年後見制度の審判の請求をするとともに、その手続に係る費用及び後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人をいう。以下この章において同じ。）の報酬の全部又は一部を助成することにより、これらの者の権利を擁護することを目的とする。

(平26規則13・一部改正)

(対象者)

第9条 成年後見制度利用支援事業により審判を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住する重度の知的障害者又は精神障害者
- (2) 障害福祉サービスを利用しようとするものであること。
- (3) 成年後見制度の手続に係る費用助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの
- (4) 後見人等の報酬助成を受ける場合にあつては、生活保護を受けているもの

(平20規則3・7・平26規則13・一部改正)

(事業の内容)

第10条 福祉事務所長は、必要があると認めるときは、次に掲げる審判の請求をするものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲拡張の審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

2 福祉事務所長は、次の費用の全部又は一部の助成を行うものとする。

- (1) 前項の審判の請求に係る手数料、登記手数料、鑑定費用その他の成年後見制度の手続に係る費用
- (2) 後見人等の報酬

(平26規則13・一部改正)

(報酬の申請等)

第11条 前条第2項第2号の報酬の助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬費用助成申請書(様式第1)に必要な書類を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を成年後見人等報酬費用助成(不助成)決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(報酬の請求等)

第12条 前条第2項の規定により成年後見人等報酬助成決定を受けた者は、報酬の助成を受けようとするときは、成年後見人等報酬費用助成請求書(様式第3)を福祉事務所長に提出しなければならない。

第3章の2 成年後見制度法人後見支援事業

(平26規則13・追加)

(事業の目的)

第12条の2 成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制の整備及び市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することにより、障害者等の権利擁護を図ることを目的とする。

(平26規則13・追加)

(事業の内容)

第12条の3 成年後見制度法人後見支援事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 法人後見実施のための研修事業
- (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築に関する事業
- (3) 法人後見の適正な活動のための支援に関する事業
- (4) その他法人後見の活動の推進に関する事業

(平26規則13・追加)